配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年七月五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百三十七号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行令

内閣は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第二項第九号及び第十号の規定に基づき、この政令を制定する。

（位置情報記録・送信装置の範囲）

第一条　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「法」という。）第十条第二項第九号の政令で定める装置は、地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第四項に規定する衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）として記録し、又はこれを送信する機能を有する装置をいう。

（位置情報の取得方法）

第二条　法第十条第二項第九号の政令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録として記録された位置情報を視覚により認識することができる状態にして閲覧する方法

二　位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得する方法（当該電磁的記録を他の記録媒体に複写する方法を含む。）

三　位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法（当該方法により取得された位置情報を他人の求めに応じて提供する役務を提供する者から当該役務を利用して当該位置情報の提供を受ける方法を含む。）

（位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為）

第三条　法第十条第二項第十号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　その所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること。

二　位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること。

三　その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車、同項第十一号の二に規定する自転車、同項第十一号の三に規定する移動用小型車、同項第十一号の四に規定する身体障害者用の車又は道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第一条第一号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

条約

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年七月五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

条約第三号

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書

漁業補助金に関する協定

世界貿易機関の加盟国は、

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「世界貿易機関協定」という。）第十条1の規定に従って採択された閣僚会議の決定（文書番号ＷＴ／ＭＩＮ（二二）／三三―ＷＴ／Ｌ／一一四四）を考慮して、

ここに、次のとおり協定する。

1　この議定書が4の規定に従って効力を生ずる時に、世界貿易機関協定附属書一Ａについては、補助金及び相殺措置に関する協定の次にこの議定書の附属書に規定する漁業補助金に関する協定を加える。

2　留保は、この議定書のいかなる規定についても付することができない。

3　この議定書は、加盟国による受諾のために開放しておく。

4　この議定書は、世界貿易機関協定第十条3の規定に従って効力を生ずる（注）。

注　世界貿易機関協定第十条3の規定に基づく受諾の数を算定するため、欧州連合による欧州連合及び欧州連合加盟国に関する受諾書については、世界貿易機関の加盟国である欧州連合加盟国の数に等しい数の加盟国による受諾として算入する。

5　この議定書は、世界貿易機関事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、各加盟国に対し、この議定書の認証謄本及び3の規定によるこの議定書の受諾に関する通告書を速やかに送付する。

6　この議定書は、国際連合憲章第百二条の規定に従って登録する。

二千二十二年六月十七日にジュネーブで、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。

附属書

漁業補助金に関する協定

第一条　適用範囲

この協定は、補助金及び相殺措置に関する協定1.1に規定する補助金であって、同協定第二条に規定する特定性を有するもののうち、海洋における野生の捕獲漁業及び海上における漁獲関連活動に対して交付されるものについて適用する（注1、注2、注3）。

注1　養殖及び内水面漁業は、この協定の適用範囲から除外する。

注2　漁業協定に基づく政府間の支払は、この協定に規定する補助金とはみなさない。

注3　この協定の適用上、補助金は、関係する船舶の国籍若しくは登録又は当該補助金を受ける者の国籍にかかわりなく、当該補助金を交付する加盟国に起因するものとする。